

帯広大谷短期大学相互評価及び外部評価の実施に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）学則第2条第3項及び第4項に基づいて行った自己点検・評価報告を外部に公表することにより、第三者機関による外部評価を受け、本学の教育・研究の適切な水準の維持及び充実・発展に資することを目的とする。

(委員会)

第2条 相互評価委員会及び外部評価委員会の機能は、評価委員会が所管する事項と概ね重複することから、同委員会が担当する。

(組織及び運営)

第3条 委員会の組織及び運営は、本学の自己点検・評価に関する規程に準拠して行う。

(所管事項)

第4条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 相互評価及び外部評価の実施に関すること
- (2) その他、相互評価委員会及び外部評価委員会が必要と認める事項

(評価結果への対応)

第5条 本学は、相互評価及び外部評価の結果を真摯に受けとめ、改善の必要があると認める事項について、学長は当該部署に検討を指示し、改善に努めなければならない。

(事務処理)

第6条 相互評価及び外部評価の実施に関わる事務は、評価委員会が行う。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認を必要とする。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、2015（平成27）年4月1日から施行する。